

## 令和3年4月以降の予約制有料相談について

### 【東京地方税理士会、東京地方税理士協同組合】

東京地方税理士会及び東京地方税理士協同組合共催による予約制有料相談は、4月1日より、下記のとおり相談方法及び相談料を一部変更いたします。

お申込は、本会ホームページ会員専用ページより「予約制有料相談申込書」をダウンロードしていただくか事務局へお問合せのうえ、ぜひご利用ください。

相談料として協同組合利用券をご使用いただけます。

	令和3年3月末まで	令和3年4月から
相談方法	面談のみ	面談またはウェブ相談 ※選択制
相談料 (1単位あたり)	27,500円(税込)	非組合員 38,500円(税込) 組合員・準会員 27,500円(税込)